

# 居宅介護支援事業所ふれあい

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 C-コネクトが開設する居宅介護支援事業所ふれあい（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所ふれあい
- 二 所在地 東京都練馬区大泉学園町4-22-4 パールハイツ大塚201

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上（内、常勤1名管理者兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 三 事務職員 1名以上  
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

三 休業日、営業時間外の連絡体制について

当事業所は24時間常時連絡（休業日、営業時間外においても）可能なオンコール体制をとる。

オンコール体制は当事業所のケアマネージャーが持ち回り制とする。

事業所の番号（03-5935-7013）に通話すると、オンコール担当のケアマネージャーの社用携帯電話へ転送する仕組みとする。

## (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票はMDS方式等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回連絡することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越え1km毎に 220円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けるとする。

### **(通常の事業の実施地域)**

第7条 通常の事業の実施地域は、練馬区・新座市の区域とする。

### **(相談・苦情への対応)**

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

### **(虐待の防止)**

第9条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- 一 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- 三 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

### **(感染症予防、まん延防止の対策)**

第10条 当事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 一 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 当事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### **(業務継続計画の策定等)**

第11条 当事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- 一 当事業所は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- 二 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

### **(個人情報の保護)**

第12条 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 当事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

### (秘密保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

### (従業者の研修等)

第14条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年6回

三 利用者情報・サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議 週一回程度

四 他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等の実施 年1回以上

### (その他)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社C-コネクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 30年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 2月13日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。